

パブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方

案件の名称

安心・安全で持続可能な都市づくりを誘導するための開発関連条例の改正(骨子案)について

パブリックコメント実施期間

令和7年4月15日～5月15日まで

意見者 1名

骨子案の修正の有無 無

| 意見 番号 | 意見の内容 | 市の考え方 |
|----------|--|--|
| 1 | <p>公園設置義務の緩和について</p> <p>公園の設置が課される開発行為について 面積要件の下限を引き上げたらどうか？（例えば、3000㎡以上を5000㎡以上等）</p> <p>現在、共同住宅が6%以上の公園・一戸建て住宅が5%以上の公園となっているが、下限を引き上げることにより、共同住宅を5%・一戸建て住宅を4%としてはどうか？</p> | <p>今回の条例改正に公園設置の緩和規定を設ける予定ですが、ご意見の内容については含まれておりません。しかしながら、開発行為で設置される小さな公園は利用者にも使いづらく、管理をする上でも課題となっている状況について把握しております。</p> <p>公園の整備につきましては、緑化施策の基本計画となる「八千代市緑の基本計画(平成30年3月策定)」に基づき将来人口を勘案し整備面積を増やしていくという位置づけを行っておりますが、今年度に計画を見直すこととしておりますので、これらの点も踏まえ、必要な対応を検討してまいります。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| 2 | <p>公園に限定するのではなく、一時避難場所となるような公園や広場とし、防災倉庫の設置やマンホールトイレの設置を義務付けたらどうか？</p> | <p>現在の許可基準においては、開発区域内の居住者が使用することを念頭に居住者の利便を想定して、住居系の開発行為については公園に限定しております。また住居系以外の開発行為については、現在の基準においても「公園、緑地又は広場」とし事業者の判断に委ねる運用としておりますのでご理解をお願いします。</p> <p>本市では避難所となる小中学校等に防災倉庫を設置しておりますが、本市が設置したものを除く防災倉庫にあっては、自治会や自主防災組織など地域住民で結成される共助組織で管理する必要があることから、住民組織の結成が無い段階で事業者に対して設置を義務付けることは難しいものと考えます。</p> <p>開発行為で設置される小規模な公園は面積が狭く多くの避難者が滞留する避難場所には向いておらず市としてマンホールトイレを整備していく計画はありません。またマンホールトイレの設置には、下水道管と接続する管路の整備及び便座やテント等の備品の保管など管理面からも課題がありますことから、開発行為で設置される小規模な公園に義務付ける事は難しいものと考えます。なお、近隣公園等規模の大きな公園等の改修の際にはご指摘のような設備の設置を検討してまいります。</p> |
| 3 | <p>袋路時状道路について 行き止まり道路を新設する場合の、終端部に設ける転回道路形状の径が8m以上となっているが、径を広げる必要があるのではないか？実際に車が転回するのに径が8mでは難しい。最低でも10mは必要ではないか？</p> | <p>道路に関する技術的細目のうち終端部の転回広場につきましては現行の開発事業技術指針へのご意見として承ります。</p> <p>条例改正と合わせて同技術指針の見直しも予定しておりますので他市の状況を勘案し検討してまいります。</p> |

※いただいた意見について、主旨を変えない程度に内容を編集させていただきました。